

令和5年度

沖縄イノベーション・エコシステム

共同研究推進事業(大学等共同研究推進)

委託業務

公 募 要 領

令和5年6月

沖 縄 県

1 委託業務概要

(1) 目的

県内大学等(学校教育法 第1条にある大学及び高等専門学校「以下、大学等」)が持つ研究シーズを事業化に繋げるため、地域の強み等を生かし、大学等において育成した有望シーズについて、国内外の企業や研究機関との共同研究等の連携により更に大きく展開するための研究を支援する。

(2) 内容

当業務は、下記テーマの研究を共同企業体を実施することで、イノベーション・エコシステムの構築につなげるものです。

ア テーマの募集

研究テーマ：県の産業振興につなげる科学技術系の研究分野

(ライフサイエンス、農林水産、ものづくり技術、環境・エネルギー、ナノテク・材料、ICT)

イ 事業規模

委託費：年間上限 7,000 千円以内※¹

委託期間：最長2年(令和5年度～令和6年度)※^{2・3}

採択件数：1件程度

※¹ 委託費の金額については、企画選定後、予算の範囲内において変更する場合があります。

※² 令和5年度末に委託継続の評価を行い、継続支援の可否について審査を行います。

※³ 令和6年度の実施については、国の予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定が前提となるため、2年間の委託費、委託期間を保証するものではありません。

(3) 事業スキーム

ア 応募する共同企業体は、管理法人1者、県内大学等1者以上、企業1者以上を含むものとします(ただし、管理法人と企業は同一でも可)。

イ 提案を希望する共同企業体は、県へ提案書を提出してください。

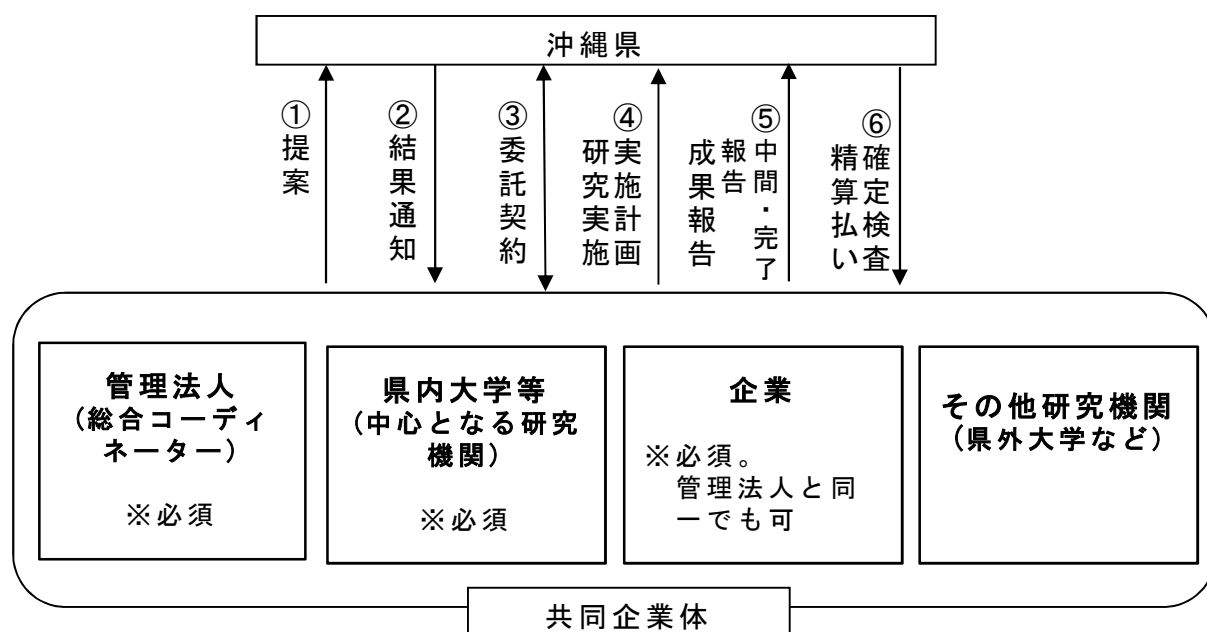
ウ 応募のあった研究テーマに応じて、企画選定委員を構成するため、公募期間終了後に同委員会の開催を通知します。

エ 県は、企画選定委員会の結果等を踏まえて採択又は不採択を決定し、その結果を通知します。

オ 採択後、県は共同企業体と委託契約を締結します。

- カ 共同企業体は、実施計画書を県に提出し、それに基づき研究を実施します。
- キ 共同企業体は、研究の中間報告、完了報告書及び成果報告書を提出します。
- ク 県は、完了報告に基づき確定検査を行い、委託費の精算払いを行います。また、必要に応じて概算払いを行います。

〈フロー図〉



2 応募資格

提案された研究テーマについて、県内大学等を中心として研究開発を実施することが可能な共同企業体であり、次の(1)、(2)の条件を満たすこと。

(1) 共同企業体の構成員について

- ア 原則、沖縄県内に事業所（支社、営業所含む）を有する大学等及び企業であること。ただし、特別な研究開発能力や研究施設等の活用及び技術指導が必要な部分について、県外研究機関が参画する場合にはこの限りではありません。
※共同企業体は、研究終了後においても集積された研究基盤を活用し、持続的に県の産業振興や科学技術振興に寄与することを前提とします。
- イ 応募された研究テーマについての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ウ 研究委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金や研究設備等について十分な管理能力を有していること。

- エ 研究委託業務を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる事務処理体制を有していること。
- オ 研究委託業務から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、それぞれの明確な責任と役割が示されていること。
- カ 本業務完了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- キ 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、沖縄県財務規則その他法令例規による制約に従い、様式による事務が要求され、又は責任義務等が生じる旨を了承し、これら法令例規に沿うか検査、監査、確認等が行われた場合これに協力することを確約するものである。
- ク 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- ケ 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- コ 共同企業体協定が締結されており、共同企業体協定書が作成されていること。

(2) 管理法人について

共同企業体の代表者は、研究の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理及び研究開発成果の普及、人的ネットワーク構築を主体的に行う母体としての機関であり、事業全体の総合的なコーディネートを行うものとし、以下の要件を満たす必要があります。

- ア 研究委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- イ 研究委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ウ 研究委託業務を効果的に実施するため必要に応じて外部有識者から意見を聴取し、運営することのできる者であること。
- エ 研究委託業務終了後においても、研究評価等に責任をもって対応できること。
- オ 研究委託終了後においても、当事業により集積された研究基盤の沖縄県の産業振興や科学技術振興への活用について、協力できること。
- カ 大学等を管理法人とすることはできない。

3 応募の手続き

(1) 企画提案募集に係る説明会

ア 開催日時：令和5年6月28日(水) 10:00～11:00

イ 開催場所：県庁7階第4会議室

※当日は、当該公募要領及び仕様書等を印刷し持参すること

※説明会への参加は、応募の要件ではない

(2) 企画提案公募に係る質問・回答

ア 受付期間：令和5年6月19日～令和5年7月10日

イ 質問様式：【様式8号】質問書

ウ 提出方法：電子メール (aa012100@pref.okinawa.lg.jp)

オ 回 答：随時、当課ホームページに掲載

※件名を「質問：沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業(大学等共同研究推進)委託業務」とすること

(3) 企画提案応募申請

①参加申込

ア 申込期限：令和5年7月10日(月) 17時(必着)

イ 提出書類：4に定める【様式1】企画提案参加申込書

エ 提出方法：電子メール (aa012100@pref.okinawa.lg.jp)

※件名を「企画提案参加申込」とし、受信確認を行うこと

※参加申込は必須

②提案書類の提出

ア 提出期限：令和5年7月14日(金) 17時(必着)

イ 提出書類、提出先、提出方法：4に定めるとおり

4 提案書類の提出

(1) 提案書類公募要領に従い日本語で提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にて御提出下さい。電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。

提出された書類は返却いたしませんので、御了承下さい。

※提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とします。なお、この場合は、書類を返却します。

様式1 企画提案参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

様式2 委託事業提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部

様式3 プロジェクトリーダー候補研究経歴書・・・・・・・・・・・・10部

様式4 主要研究者候補研究履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部

様式 5	共同企業体各構成員の研究概要	10部
様式 6	誓約書	1部
様式 7	提案書受理票	1部
	共同企業体協定書	1部
	大学等の場合は概要書、企業等の場合は会社経歴書	1部
	企業等の場合は直近3事業年度の決算報告書	
	又はこれに類する書類	1部
	応募された研究に関する組織編成についての説明書	1部

(2) 受付期間：

令和5年6月19日(月)～令和5年7月14日(金) 17時 必着

(3) 提出先：沖縄県企画部科学技術振興課

イノベーション創出支援班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

※¹持参の場合は、土日祝日を除く8:30～17:00の間に提出してください。

※²郵送する場合は、封筒に「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業(大学等共同研究推進)委託業務提案書在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法(特定記録、簡易書留等)で送付してください。

5 企画の選定方法

(1) 審査方法

県が設置する企画選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき提案内容や遂行能力等を総合的に評価・採点し、当該業務の企画提案採択順位を決定いたします。

※委託先の選定は非公開で行い、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

※応募件数が多い場合は、書類選考による1次審査を実施することがあります。

(2) 企画選定委員会

ア 開催日：令和5年8月上旬(予定)

イ 開催場所：県庁内会議室

※開催日及び開催場所は7月21日(金)までに応募申請者あてに連絡する。

ウ 実施方法：応募者によるプレゼンテーション概ね15分、質疑応答概ね15分

※当日の追加資料提出・配布は一切認めない

(3) プレゼンテーション資料提出期限

令和5年7月20日(木) 17時 必着

※電子データにて提出 (aa012100@pref.okinawa.lg.jp)

(4) 審査基準

以下の審査基準に基づいて、総合的な審査を行います。

提案書の内容が次の各号に適合していること。

ア 提案が次の各号にあてはまること。

(ア) 目的及び内容が「1 委託業務概要」と合致していること。

(イ) 実施方法、内容等が優れており、目標設定の妥当性、実現可能なスケジュールとなっていること。

(ウ) 経済性が優れており、積算が適切であること。

(エ) 遂行能力を有していること(事業実施体制、実績、経営基盤)

(オ) 沖縄県の科学技術振興や産業振興に寄与するものであること。

イ その他、県が重要と判断した事項にあてはまること。

(5) 審査結果について

審査結果については、応募申請者全員に文書で通知いたします。

※採択の有無を決定するものであり、契約を保証するものではない。

※記載事項の虚偽、何らかの不正行為があったと判断される場合は、採択後においても失格とする。

6 スケジュール

令和5年

6月19日(月)・・・公募開始

6月28日(水) 10時・・・公募説明会

7月10日(月) 17時・・・参加申込締切

7月14日(金) 17時・・・提案書類の提出締切

7月20日(木) 17時・・・プレゼン資料提出締切

8月上旬(予定)・・・企画選定委員会

8月中旬(予定)・・・契約

(1) その他の留意事項

ア 研究開発期間及び終了後、追跡調査・評価にご協力頂く場合があります。

イ 採択条件として提案書における研究計画や研究開発体制等を一部見直して

頂くことや、積算を見直して頂くことがあります。

ウ 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、または研究活動における研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとることがあります。

エ 採択後、契約を締結する場合は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供することとします。ただし、県が定めた要件を満たした場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

オ 委託事業期間及び終了後、会計検査院が検査に入ることがあります。

7 委託契約の締結等

(1) 委託契約の締結

採択された研究テーマについて、沖縄県は共同企業体と委託契約を締結します。契約を締結するにあたり、その内容(経費の積算を含む。)が双方の合意に至らない場合は、採択された研究であっても契約できない場合があります。

(2) 委託費の範囲

委託費は、委託業務の遂行及び成果の取りまとめに直接必要な経費が対象となります。具体的には、別添「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業(大学等共同研究推進)委託業務費積算基準」を参照してください。

8 問い合わせ先

沖縄県企画部科学技術振興課 イノベーション創出支援班 宛

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁7階)

[TEL:098-866-2560](tel:098-866-2560) FAX:098-866-2799

メール: aa012100@pref.okinawa.lg.jp